

## 南あわじ市パートナーシップ宣誓制度（案）に対する意見と市の考え方

◆意見公募期間：令和6年1月17日（水）から令和6年1月30日（火）午後5時まで

◆意見提出状況：意見提出者 4名 意見数 4件

意見書 番号	意見・提言等	意見に対する市の考え方
1	<p>いままで単なる「同居人」でしかなかった同姓同士のカップルが、「パートナー」として公知されるこの宣誓制度の趣旨には賛成します。生命学的に言えば、海から生まれたとされる生命が、現在でも甲殻類の雌雄同体のように残っているわけで、外観は男女であっても、内面はどちらでもないあるいは体は男で心は女またはその逆で存在していても不思議ではありません。そうした性的マイノリティーが、制度設計の片隅に追いやられていた方が問題です。したがって、「宣誓制度」は画期的なものです。</p> <p>ただ、問題は、法的な効力が認められていないことです。正式な家族として認められても、婚姻関係は認められないため、相続、財産共有などの面で問題が生じる可能性があります。「両性の合意」を前提とする婚姻制度の改正を、国に強く求めていただきたいものです。</p>	<p>本制度は婚姻制度とは別のものとして構築しており、法律婚の夫婦と同じ法律的な効果を生じさせることはできませんが、可能な範囲で法律婚の夫婦に準じた取り扱いがされるよう取り組んでまいります。婚姻制度の改正については、引き続き国の動向を注視してまいります。</p>
2	<p>同性であるがゆえに本人はいつでもカミングアウトする気持ちであるのに対し偏見から周囲から受け入れてもらえず肩身の狭い思いをしながら日々生活されている方がいます。</p> <p>すべての方が幸せになるためにパートナーシップについての偏見をなくすために必要な制度だと期待しています。</p>	<p>本制度の導入を通して、多様な性に対する社会的な理解が進み、互いを尊重し合うことができる社会の実現を目指します。</p>
3	<p>現在検討中の行政サービスだけでなく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南あわじ市内の医療機関及び福祉関係施設に対して、配偶者と同等にするように要請する事。</li> <li>・養子縁組・里親制度を利用できないか？</li> </ul> <p>パートナーシップ宣誓制度は南あわじ市は他市よりおこなっているの、他市よりも最もつっこんだというか上をめざしてするのがいいのではと思う。</p>	<p>本制度は婚姻制度とは別のものとして構築しており、法律婚の夫婦と同じ法律的な効果を生じさせることはできません。</p> <p>本制度の周知、多様な性に関する市民の理解推進に向けた啓発等や関係機関への働き掛け等を通じて、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりに努めてまいります。</p> <p>また、兵庫県制度や他市町制度も参考にしながら、より良い制度にしていきたいと考えています。</p>
4	<p>南あわじ市でもパートナーシップ制度が施行されること、嬉しいです。自分が暮らすまちでの新しい取り組みに賛成します。また、子どもを持つ身としても誰もが安心して暮らせるようになっていくことは子育てをする上でも一つ安心できる要素が増えたなと感じます。</p> <p>制度がスタートすると、前例のないこともいろいろ出てくるかと思えます。運用しながら様々な取り組みに派生していくことを願っています。</p>	<p>多様な性に対する社会的な理解が進み、互いを尊重し合うことができる社会の実現を目指し、本制度を導入します。今後も市民の皆様からのご意見などもお聞きしながら、より良い制度にしていきたいと考えています。</p>